

答申第 21 号

答 申

「平成 26 年 1 月の核燃料税の更新にあたり、事業者の〇〇と協議した際の資料、会議録などの文書一式」部分公開決定案件

第 1 審査会の結論

平成 27 年 12 月 28 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 公文書公開請求

異議申立人は、平成 27 年 11 月 18 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 26 年 1 月の核燃料税の更新（形式上は新たな条例の施行）にあたり、事業者の〇〇と協議した際の資料、会議録などの文書一式」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、愛媛県が行った核燃料税の更新に関する〇〇株式会社（以下「本件法人」という。）との協議に関する次の文書を特定し、平成 27 年 12 月 28 日付けで、条例第 7 条第 2 項第 3 号及び第 5 号の規定に該当するとし、部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (1) 〇〇株訪問結果概要（平成 25 年 1 月 22 日）
- (2) 〇〇株県庁訪問結果概要及び添付資料（平成 25 年 2 月 13 日）
- (3) 核燃料税協議詳細（第 1 回）（平成 25 年 4 月 12 日）
- (4) 核燃料税協議詳細（第 2 回）（平成 25 年 5 月 2 日）
- (5) 核燃料税協議詳細（第 3 回）（平成 25 年 5 月 28 日）
- (6) 核燃料税協議詳細（第 4 回）及び添付資料（平成 25 年 6 月 25 日）
- (7) 核燃料税協議詳細（第 5 回）及び添付資料（平成 25 年 7 月 18 日）

3 非公開とした部分

本件処分において非公開とした部分は次のとおりである。

本件法人の出席者の役職・氏名、協議内容及び調査表内容が記載された部分（以下「非公開とした部分」という。）

4 非公開とした理由

条例第7条第2項第3号及び第5号該当

- (1) 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報であるため。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であり、電力事業者との検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

5 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成28年1月14日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し、全部公開すべきである」というものである。

2 異議申立ての理由及び主張

異議申立人が異議申立書及び実施機関の理由説明書に対する反論書において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2項第3号の該当性について

愛媛県は本件法人の出席者名を非公開とした。しかし、電力会社の業務分担を考えれば、地域共生などの立地対策部門や経理部門の担当者が出席したと容易に推察される。なおかつ、職位がある程度上位の幹部であることが間違いない。電力会社は一般的に、一定程度の職位の社員を対象に、人事異動の内容を公表している。また、「役員四季報」や「会社職員録」など、市販されている書籍にも幹部の役職、名前が記されている。よって、出席者名を公開しても大きな支障は生じない。

協議内容や調査表内容についても同様である。本件法人は言うまでもなく、公益性の高い企業であるうえ、株式を上場している。そのため、電力料金変更時の審査申請書や有価証券報告書などを通じ、すでに業績の推移や見通し、保有資産、公租公課などの詳細な情報を公開している。また、社会に対する説明責任の観点から、原発の運転状況や設備についても、かなりの情報発信をしているところである。しかるに愛媛県は、「知る権利」に背を向けるかのように、ほぼすべての内容を黒塗りにした。ひょっとすると、部分的には非公開が妥当な情報が含まれているか

もしれないが、できる限り内容を明らかにすることが情報公開制度の大原則である。このようなでたらめな文書開示は認められない。

(2) 条例第7条第2項第5号の該当性について

上記と同様の理由から、愛媛県の文書開示の判断が不当であることは明らかである。例えば本件法人の出席者名についても、どのような部門の役職者かを容易に推測することができ、本件法人の人事異動の発表文や市販の書籍を手がかりに、出席者名を割り出すことが可能である。また、出席者名が判明したからといって、住所や家族構成といった詳細な個人情報まで特定されるわけではなく、外部からの圧力や干渉等を心配する必要はない。

本件処分から透けて見えるのは、愛媛県の極端な秘密主義である。言うまでもなく税には高度な透明性と公平性が求められる。ただでさえ愛媛県は、原発再稼働の同意権を握っており、本件法人に対して強い立場にある。「再稼働同意と引き換えの税金徴収」との批判を避けるためにも、愛媛県にはできる限りの情報公開が求められているのである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

県が法定外普通税である核燃料税の新設を行うには、地方税法第259条に定める総務大臣の同意を得るとともに、唯一の納税義務者である本件法人に十分な説明をする必要がある。

本件公文書は、平成26年1月16日に施行された愛媛県核燃料税条例(平成25年愛媛県条例第43号)の更新に当たって、本県と本件法人の間で行った事務レベルでの協議内容が記載された文書である。

2 本件公文書の一部を非公開とした理由

本件公文書を部分公開としたのは、以下の理由により、非公開とした部分が条例第7条第2項第3号及び第5号に該当すると判断したためである。

(1) 条例第7条第2項第3号に該当すること

ア 本件法人の出席者名

本件法人の核燃料税の担当者については、公にされておらず、核燃料税の事務に関して知り得た秘密となるため、地方税法第22条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条第1項に該当し、守秘義務違反となるおそれがあることから非公開とした。

イ 協議内容

協議内容には、通常は知り得ない伊方原発に関する情報や財政需要に対する本件法人の考え方、納税義務者の担税力に関する情報が含まれており、核燃料税の事務に関して知り得た秘密となるため、地方税法第 22 条及び地方公務員法第 34 条第 1 項に該当し、守秘義務違反となるおそれがあることから非公開とした。

ウ 調査表内容

調査表内容には、通常は知り得ない伊方原発に関する情報や財政需要に対する本件法人の考え方、納税義務者の担税力に関する情報が含まれており、核燃料税の事務に関して知り得た秘密となるため、地方税法第 22 条及び地方公務員法第 34 条第 1 項に該当し、守秘義務違反となるおそれがあることから非公開とした。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当すること

ア 本件法人の出席者名

本件法人の出席者名を公にすると、出席者に対して外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、率直な意見の交換が損なわれる可能性があることから非公開とした。

イ 協議内容

協議内容には、通常は知り得ない伊方原発に関する情報や課税の目的及び財政需要に対する本件法人の考え方、納税義務者の担税力に関する情報が含まれており、公にすると、率直な意見の交換が損なわれたり、未成熟な情報による誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定のものに利益を与え若しくは不利益を与える可能性があることから非公開とした。

ウ 調査表内容

調査表内容には、通常は知り得ない伊方原発に関する情報や課税の目的及び財政需要に対する本件法人の考え方、納税義務者の担税力に関する情報が含まれており、公にすると、率直な意見の交換が損なわれたり、未成熟な情報による誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定のものに利益を与え若しくは不利益を与える可能性があることから非公開とした。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象公文書について

異議申立てに係る対象公文書は、愛媛県と本件法人が行った平成 26 年 1 月に施行された愛媛県核燃料税条例の更新に係る協議（以下「本件協議」という。）に関する次の文書である。

- (1) ○○(株)訪問結果概要、○○(株)県庁訪問結果概要及び第 1 回から第 5

回までの核燃料税協議詳細（以下「対象公文書 1」という。）

- (2) 本件協議において本件法人から提出された資料（以下「対象公文書 2」という。）

2 本件処分に係る具体的な判断

- (1) 条例第 7 条第 2 項第 3 号の該当性について

本号は、法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報は、法令秘情報として公開しないと定めている。

また、地方税法第 22 条は、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処すると定めている。

地方税法第 22 条の規定は、秘密とされた情報について守秘義務を課す規定であるから、この守秘義務を課された情報は法令により公にすることができないという本号の要件に該当する。

なお、地方税法第 22 条に規定する秘密とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうと解されている。

ア 対象公文書 1 について

対象公文書 1 について、当審査会が見分したところ、それぞれの協議記録によって多少の違いはあるが、おおむね、表題、協議の日時・場所、協議の出席者の役職・氏名及び協議の内容等により構成されていることが認められる。

本件法人の出席者の役職・氏名については、一般に知られておらず、調査に基づいて知り得た個人に関する情報であり、実質的に秘密となる情報であると認められる。また、協議内容の部分には、通常は知り得ない伊方原発に関する情報や本件法人の財政需要に対する考え方、担税力について詳細な議論が交わされており、一般に知られておらず、調査に基づいて知り得た情報であり、実質的に秘密となる情報であると認められることから、いずれも地方税法第 22 条に規定する秘密として、条例第 7 条第 2 項第 3 号の非公開情報に該当すると判断する。

イ 対象公文書 2 について

対象公文書 2 は、実施機関の要望に応じて本件法人が作成した説明資料や、本件法人の考え方や意見を述べたものなど、種々のものがある。

当審査会が見分したところ、通常は知り得ない伊方原発に関する情報や本件法人の財政需要に対する考え方、担税力に関する情報が記載

されていることが認められる。

したがって、これらの資料は、一般に知られておらず、調査に基づいて知り得た情報であり、実質的に秘密となる情報であると認められることから、非公開とした部分は、地方税法第 22 条に規定する秘密として、条例第 7 条第 2 項第 3 号の非公開情報に該当すると判断する。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 5 号の該当性について

本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議、検討又は協議に関する情報として公開しないと定めている。

ア 対象公文書 1 について

本件協議は、当事者間で率直な意見交換を行うことを目的として、当初から非公開で行われたということであり、協議を行う時点で協議の記録が公開されることは想定されておらず、協議の詳細な内容が公になることとなれば、当事者間の信頼関係が損なわれ、その結果として、今後、核燃料税条例の更新に係る協議において率直な意見の交換が困難になることは十分予想されることである。

対象公文書 1 について、当審査会が見分したところ、協議内容の部分には、通常は知り得ない伊方原発に関する情報や本件法人の財政需要に対する考え方、担税力について詳細な議論が交わされており、本県と本件法人の各担当者との関係上、機微にわたる内容が随所に記載されていることが認められる。

したがって、本件協議の詳細な内容が公になることとなれば、今後の協議実施に支障が及ぶおそれがあるとともに、未成熟な情報による誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められることから、協議内容は、条例第 7 条第 2 項第 5 号の非公開情報に該当すると判断する。

イ 対象公文書 2 について

対象公文書 2 は、実施機関の要望に応じて本件法人が作成した説明資料や、本件法人の考え方や意見を述べたものなど、種々のものがあるが、これらの資料は本件協議における発言内容と同様に、協議を構成する一部であると認められる。

実施機関の説明によれば、これらの資料は、公にしないことを前提

に本件法人から提出されたということである。こうした事情の下、実施機関において一方的にこれらの資料を公開した場合には、本件法人との信頼関係を損ない、今後の協議において率直な意見交換や資料の提供が期待できなくなるなど、円滑な協議実施を困難にする事態が十分予想されることから、非公開とした部分は、条例第7条第2項第5号の非公開情報に該当すると判断する。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

参考

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 28 年 3 月 24 日	諮問
同年 3 月 28 日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
同年 4 月 28 日	実施機関から理由説明書を受理
同年 5 月 6 日	異議申立人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 5 月 16 日	異議申立人から反論書を受理
同年 5 月 17 日	実施機関に反論書を送付
同年 7 月 12 日	審査会（第 1 回審議）
同年 8 月 30 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	